砺波市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

2023（令和5）年3月策定

2026（令和8）年5月一部改定

砺　波　市

■目次

1　背景・・ 1
（1）気候変動の影響
（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向
（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向
（4）地球温暖化対策を巡る本市の取組
2　基本的事項・・・ 4
（1）目的
（2）対象とする範囲
（3）対象とする温室効果ガス
（4）計画期間
（5）上位計画及び関連計画との位置付け
3　温室効果ガスの排出状況・省資源等の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（1）「温室効果ガス総排出量」
（2）省資源等の取組状況
（3）温室効果ガスの排出量の増減要因
4　削減目標・・・ 8
（1）温室効果ガスの削減目標
（2）省資源等の取組
5　目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）取組の基本方針
（2）具体的な取組内容
6　進捗管理体制と進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（1）推進体制
（2）点検・評価・見直し体制
（3）進捗状況の公表

＜巻末資料＞
（1）　砺波市ゼロカーボンシティ推進庁内会議設置規程
（2）　温室効果ガスの算定方法
（3）　計画範囲
（4）　公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査結果（R6 実施）

１　背景

（１）気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として認識されており、最も重要な環境問題の一つです。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和３年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることが示されました。また、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することも示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクが更に高まると予測されています。

（２）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ｉ国（いわゆる先進国）と非附属書Ｉ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組として画期的なものと言えます。

平成 30 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇について、２℃を十分下回り 1.5℃の水準に抑えるためには、CO_2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとする必要があるとされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（３）地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和 2 年 10 月、日本は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和 3 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年（令和 12 年）度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年（平成 25 年）度比 46％削減することとし、さらに、50%の高みに向

けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和３年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、同月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置き等自家消費型の太陽光発電、公共施設等業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達の更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

同年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46％削減することを目指し、さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1　地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等４ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」
＜https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html＞

同年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

（４）地球温暖化対策を巡る本市の取組

本市は、平成 30 年３月に「第 3 期地球温暖化防止砺波市役所実行計画」を策定し、全庁的に継続的な環境に配慮する取組を進め、地球温暖化対策に取り組んできました。

第３期計画では、平成 28 年度を基準に、温室効果ガス排出量を毎年度 1%以上、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で 5%以上削減する目標を設定し、本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。その結果、令和 3 年度の温室効果ガスの排出量は平成 28 年度比で 16%の削減を達成しました。

現在は、令和 5 年 3 月に策定した「第 4 期地球温暖化防止砺波市役所実行計画（以下「現計画」という。)」に基づき、令和 3 年度を基準とした排出量を毎年度 1%、令和 4 年から令和 8 年までの 5 年間で 5%削減することを目標に、更なる地球温暖化対策の推進を図っています。

今回、令和 7 年 3 月に策定した全市的な計画である「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編)」との整合性を図るため、現計画の改定を行い、名称を新たに「砺波市地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」としました。本計画に基づき、市民や事業者に率先して取組を推進し、より一層の温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。

２　基本的事項

（１）目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化防止対策の推進と、職員一人一人の意識の向上を図り、地球環境に配慮した地方公共団体を目指すものです。

（２）対象とする範囲

本計画の対象範囲は、市の全ての事務及び事業を実施する全ての部局を対象とします。ただし、民間に委託して実施しているものについては、対象外とします。

また、利用者へのサービス低下に繋がる恐れのある施設は、対象外とします。

財団法人等の外郭団体については、本計画の実施に対する協力を要請し、砺波広域圏事務組合等の一部事務組合は本計画の対象外とします。

（３）対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法第２条第３項に規定する温室効果ガス７種類のうち、本市の事務事業により排出される３種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）を対象とします。

表 2　対象とする温室効果ガス

ガス種別	主たる排出源
二酸化炭素（CO_2）	燃料の燃焼および電気の使用
メタン（CH_4）	公用車の走行
一酸化二窒素（N_2O）	公用車の走行

（４）計画期間

令和 5 年度から令和 12 年度までを計画期間とし、最終年度に計画の見直しを行います。そのほか、今後の環境に関する課題や社会状況の変化に適応するため、必要に応じて見直しを行います。

表 3　計画期間のイメージ

項　目	年　度					
	H25	R5	R6	R7	・・・	R12
期間中の事項	基準年度	計画開始				計画見直し
計画期間		→	→	→	→	→

（５）上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、砺波市総合計画、砺波市環境基本計画等に即して策定します。

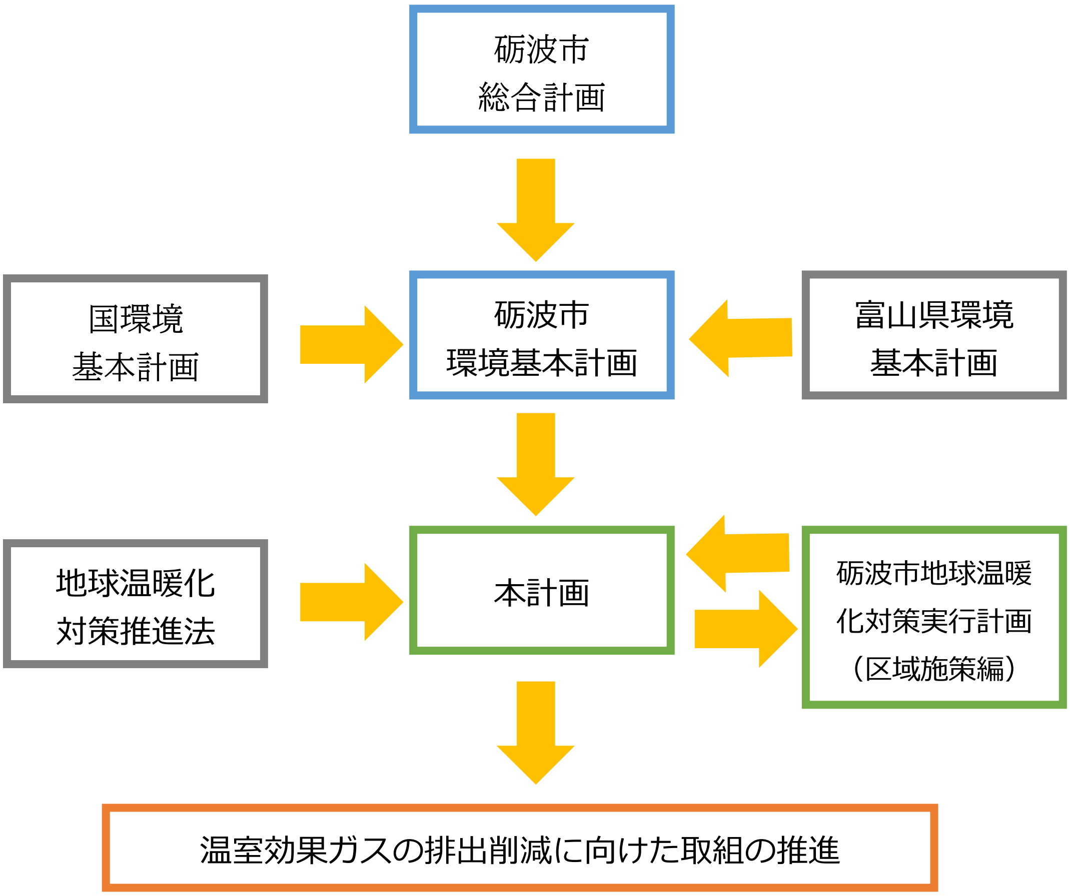

図 1　本計画の位置付け

３　温室効果ガスの排出状況・省資源等の取組状況

（１）「温室効果ガス総排出量」

本市の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、令和 3 年度において 11,245t-CO_2 となり、平成 28 年度と比較すると約 16%削減しました。平成 29 年度以降排出量は減少傾向にあります。

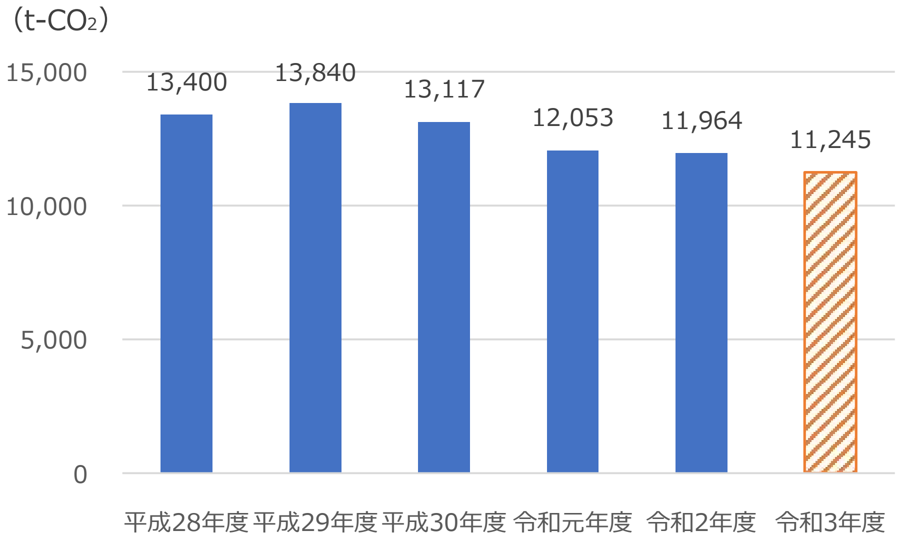

図 2　砺波市の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、医療施設が全体の 67%を占め、次いで庁舎 11%、小学校 11%、中学校 6%、保育所・認定こども園 5%、幼稚園 1 %未満となっています。

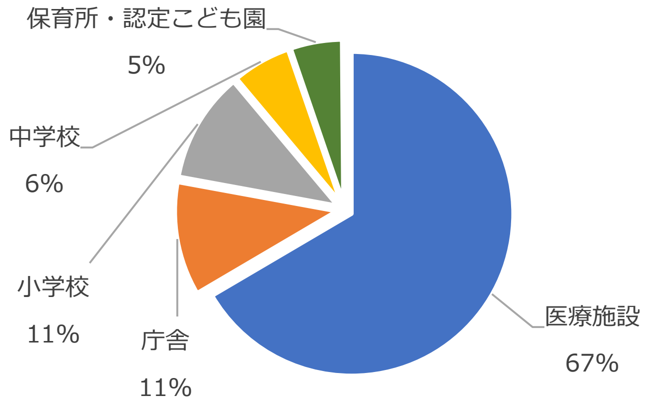

図 3　施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 3 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 62%を占め、次いで灯油 33%、その他５%（重油 2%、軽油 1%、LPG1%、ガソリン 1%、公用車の走行 1%未満）となっています。

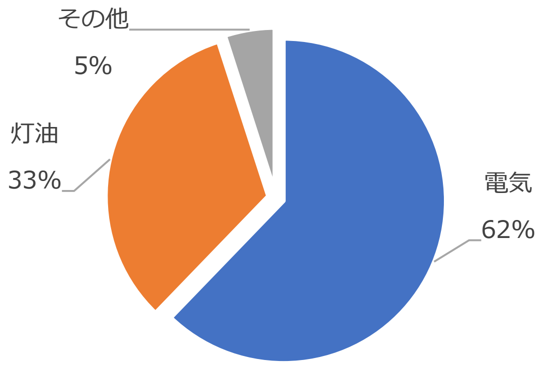

図 4　エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 3 年度）

（２）省資源等の取組状況

令和 3 年度の上水道使用量は 16,729㎥ であり、平成 28 年度と比較すると約 5%の削減を達成しました。

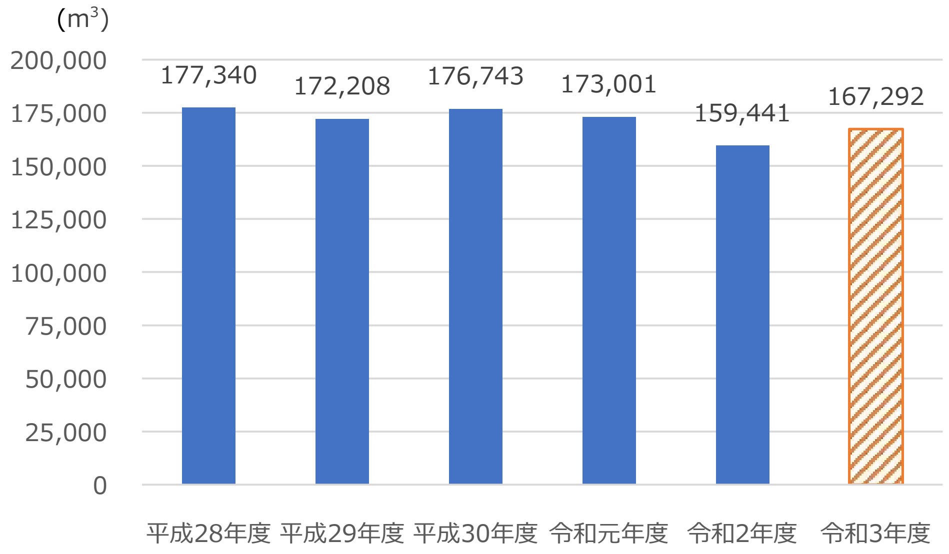

図 5　砺波市の事務及び事業に伴う「上水道使用料」の推移

（３）温室効果ガスの排出量の増減要因

温室効果ガスの排出量の増減要因として、次に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

- 砺波総合病院での施設改修による省エネルギー化
- 保育所・幼稚園の統廃合

４　削減目標

（１）温室効果ガスの削減目標

国は、令和 3 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画で、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを平成 25 年（2013 年）度から 46％削減することを目指しています。

本計画においては、「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の掲げる目標値に合わせ、2030 年度の排出量について、平成 25 年（2013 年）度比 48％削減を目指します。

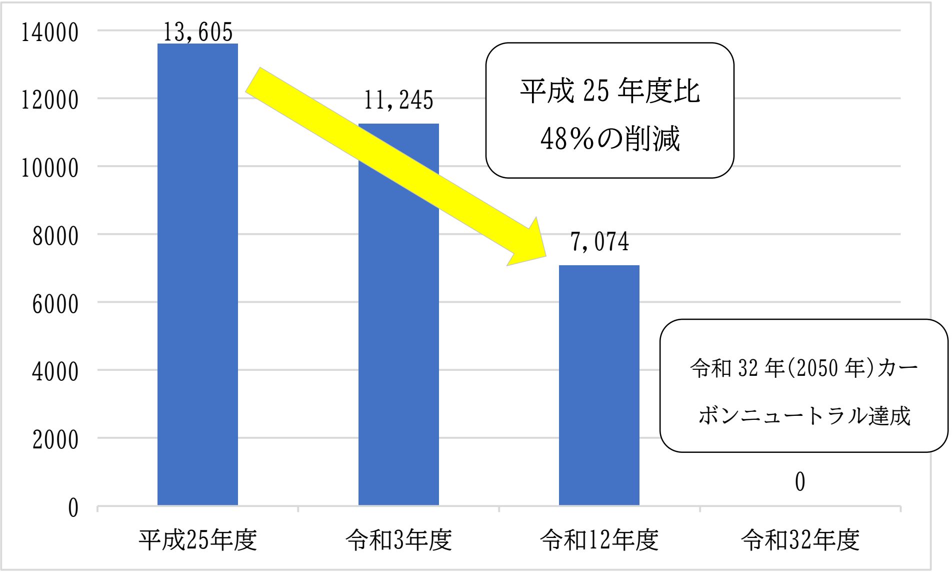

図 6　温室効果ガスの削減目標

（２）省資源等の取組

上水道使用量の削減目標については、令和 3 年度を基準に、毎年度 1％以上の削減を目指します。

表 4　削減目標

項　目	基準年度（令和 3 年度）	目標年度（令和 12 年度）
上水道使用量	167,292 m^3	152,235m^3

５　目標達成に向けた取組

（１）取組の基本方針

温室効果ガス排出量の削減目標達成のために、次のような地球環境に配慮した取組を実施します。

（２）具体的な取組内容

①　施設の電気・燃料使用量の削減に関する取組（電気、A 重油、灯油、LPG）

- 照明の適正管理

ア　始業前、休憩時間、残業時等は不要な照明の消灯を徹底する。

イ　廊下、洗面所等は可能な限り間引き又は消灯する。

ウ　照明器具はこまめに掃除する。

エ　照明器具を順次 LED 化し、使用電力量を削減する。

- OA 機器の適正使用

ア　パソコンのサスペンド機能等を利用する。
（スクリーンセイバーは節電にならない。）

イ　長時間使用しない機器は電源を切る。

- 電気機器の見直し

ア　未使用時のテレビ等は主電源を切る。

イ　OA 機器、家電製品等を順次省エネルギー型のものに切り替える。

- 定時退庁の励行

事務の効率化により、時間外勤務の削減に努め、ノー残業デーを推進する。

- 空調温度の適正化

ア　庁舎等の空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃を徹底する。

イ　空調設備の適正な運転管理と運転時間の短縮を図る。

ウ　冷暖房時の空調効率を向上させるため、ブラインドやカーテンによる遮光を徹底する。

- 夏季における軽装の励行（クールビズ）

夏季はノーネクタイ、ノー上着での勤務を励行する。

- 冬季における厚着の励行（ウォームビズ）

冬季は厚着での勤務を励行する。

- 厨房施設等での湯沸し機器の適正使用

ア　給湯器はできるだけ低温で使用する。

イ　ガスコンロでの沸かし過ぎに留意する。

- エレベーターの使用削減

できる限り階段を利用する。

➢ 地球環境に配慮した施設整備

ア　太陽光発電システム及び地中熱ヒートポンプ設備等の導入を検討する。

イ　市の施設の更新の際には、環境負荷の少ない熱媒体等を使用する冷暖房設備の導入を検討する。

ウ　グリーンカーテン等、緑化や植樹の推進を図る。

② 公用車の燃料使用量の削減に関する取組（ガソリン、軽油）

➢ 徒歩・自転車・公共交通機関の利用

ア　近距離の業務には、徒歩又は自転車を利用する。

イ　公共交通機関の利用を促進する。

➢ 公用車の適正利用

ア　アイドリングストップの実施及び急発進、急加速、空吹かしの抑制に努める。

イ　公用車の相乗りを励行する。

ウ　燃料効率の高い公用車の利用に努める。

エ　公用車の更新時にはエコカー（電気自動車等）の導入に努める。

オ　タイヤの空気圧調整等の公用車の整備・維持管理を徹底し、燃料使用量の効率化に努める。

③ その他環境に配慮する取組

➢ グリーン購入の推進

環境負荷の低減に配慮した物品等（原材料、部品、製品及び役務）の調達を推進する。

➢ 水道水の使用量削減（配慮項目）

給湯室、トイレ、洗面所等において、日常的に節水を励行する。

➢ 廃棄物の減量化、資源化に関する取組

ア　缶、ビン、紙、プラスチック等の資源ごみの分別、リサイクルを徹底する。

イ　各職場のごみ箱をできるだけ削減する。

ウ　使用済み封筒、ファイルを再使用する。

エ　シュレッダーの使用は、最小限に抑える。

オ　割り箸や使い捨て容器の使用を抑制する。

カ　過剰包装等を自粛する。

➢ コピー使用枚数の削減に関する取組

ア　ミスコピーを無くす。（プリント前の再確認や複写機使用後のリセットの徹底）

イ　複数枚の書類は両面コピーや縮小コピーをする。

ウ　内部資料やテスト印刷には使用済み用紙の裏面を利用する。

エ　庁内グループウェアを活用し、ペーパーレス化を図る。

オ　タブレット端末等を活用し、ペーパーレス化を図る。

- 環境負荷の少ない施工作業の実施

ア　建設廃棄物の適正処理（マニフェスト制）を徹底する。

イ　低公害型建設機械の使用を徹底する。

ウ　建設副産物・再生材料の利用促進に努める。

- 環境保全活動等への積極的参加

ア　砺波市民ごみゼロ運動や江浚え等の環境保全ボランティア活動に積極的に参加する。

イ　各家庭での積極的な省エネルギー、地球温暖化防止活動に努める。

ウ　職員が使用する名刺は、再生紙等での作成に努める。

エ　環境保全に関する提案等を職員から募集し、実行計画に取り入れる。

- 自家用車の使用抑制・公共交通の積極的利用

通勤等で JR 城端線や市営バスなどの公共交通を積極的に利用する。

- 施設以外の照明の LED 化

道路照明灯等の LED 化を進め、使用電力量を削減する。

6　進捗管理体制と進捗状況の公表

（1）推進体制

本実行計画を着実かつ効率的に実施するため、砺波市ゼロカーボンシティ推進庁内会議（以下、「庁内会議」という。）を設置します。

（2）点検・評価・見直し体制

本実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

庁内会議は、毎年度実施状況を点検・評価し、次年度以降の取組方法等を検討します。令和 12 年度には本計画の改定を行います。

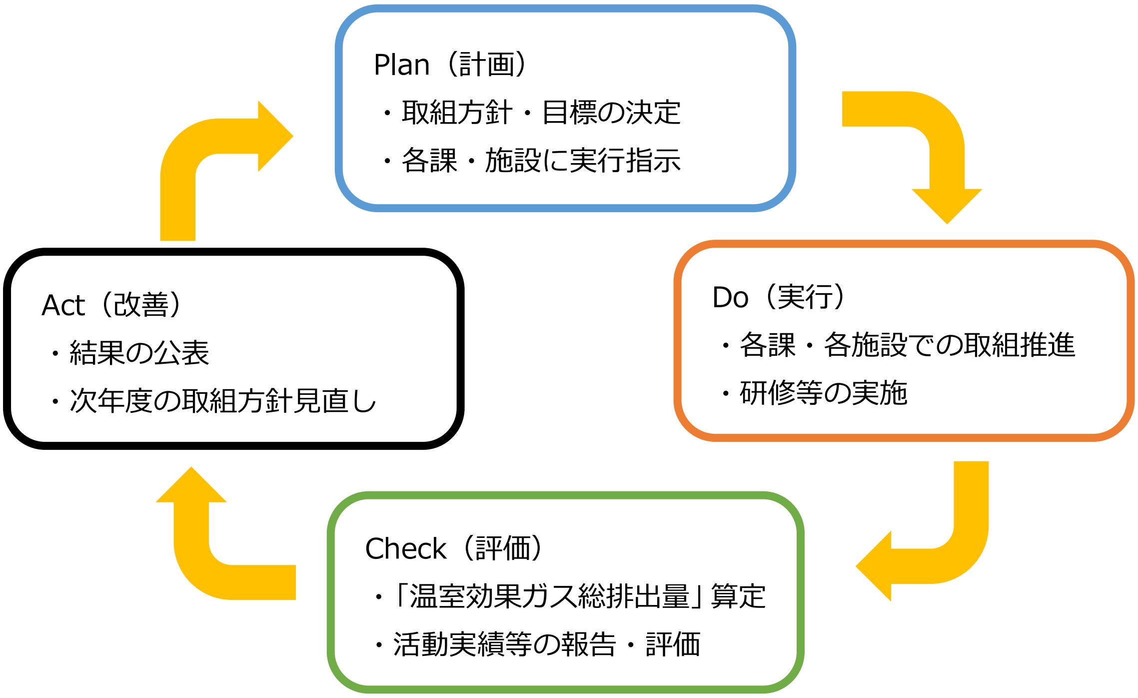

図 7　毎年の PDCA イメージ

（3）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で掲載します。

巻末資料

(1) 砺波市ゼロカーボンシティ推進庁内会議設置規程

（設置）

第１条　地球温暖化対策の推進に関する法律(平成１０年法律第１１７号)第２１条の規定に基づく、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）の総合的な推進のため、砺波市ゼロカーボンシティ推進庁内会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）実行計画の策定及び推進に関すること。

（２）実施状況の公表等に関すること。

（３）その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、副市長をもって充てる。

３　副会長は、福祉市民部長をもって充てる。

４　委員は、市職員のうちから市長が任命する。

（職務）

第４条　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、推進会議の委員以外の者に対し、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、福祉市民部市民生活課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

巻末資料

（2） 温室効果ガスの算定方法

砺波市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における、温室効果ガスの算定方法については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定する方法によるものとし、その排出係数については、次のとおり定め、計画期間を通して統一するものとします。

燃料区分		単位	①単位発熱量 (MJ/単位)	②炭素排出係数 (kg-C/MJ)	排出係数 ①×②×44/12
燃料使用量	灯油	ℓ	36.7	0.0185	2.489
	ガソリン	ℓ	34.6	0.0183	2.322
	軽油	ℓ	37.7	0.0187	2.585
	A 重油	ℓ	39.1	0.0189	2.710
	LPG	kg	50.8	0.0161	2.999
	電気		年度毎に発表される電気事業者別排出係数（環境省）より実排出係数を引用します。		

区分			単位	CH_4 排出係数 (kg CH_4/km)	N_2O 排出係数 (kg N_2O/km)
自動車走行距離	ガソリン車	普通・小型乗用車	km	0.000010	0.000029
		軽自動車	km	0.000010	0.000022
		普通貨物車	km	0.000035	0.000039
		小型貨物車	km	0.000015	0.000026
		軽貨物車	km	0.000011	0.000022
		特殊用途車	km	0.000035	0.000035
		バス	km	0.000035	0.000041
	ディーゼル車	普通・小型乗用車	km	0.000002	0.000007
		普通貨物車	km	0.000015	0.000014
		小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
		特殊用途車	km	0.000013	0.000025
		バス	km	0.000017	0.000025

巻末資料
（3） 計画範囲

名称	実施	協力	摘要
企画政策課	○		
DX 推進課	○		
総務課	○		
財政課	○		
税務課	○		
社会福祉課	○		
砺波市社会福祉協議会		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター苗加苑		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター北部苑		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター麦秋苑		○	指定管理者のため
砺波市社会福祉庄東センター		○	
砺波市シルバーワークプラザ		○	指定管理者のため
ゆずの郷やまぶき		○	指定管理者のため
高齢介護課（地域包括支援センター）	○		
健康センター	○		自動車のみ庁舎に算入
庄川健康プラザ	○		
市民課	○		
市民生活課	○		
砺波市斎場		○	
商工観光課	○		
出町子供歌舞伎曳山会館		○	指定管理者のため
チューリップ四季彩館		○	指定管理者のため
農業振興課	○		

名称	実施	協力	摘要
夢の平コスモス荘		○	指定管理者のため
農村環境改善センター		○	指定管理者のため
農地林務課	○		
となみ散居村ミュージアム		○	指定管理者のため
土木課	○		
都市整備課	○		
上下水道課	○		
市民福祉課	○		
砺波総合病院事務局	○		
会計課	○		
教育総務課	○		
学校給食センター	○		
教育センター	○		
こども課・こども家庭センター	○		
生涯学習・スポーツ課	○		
砺波図書館	○		
庄川図書館		○	庄川生涯学習センターと併設
砺波まなび交流館		○	
砺波郷土資料館		○	
かいにょ苑		○	
埋蔵文化財センター		○	
砺波市文化会館		○	指定管理者のため
庄川生涯学習センター		○	指定管理者のため
砺波市美術館		○	指定管理者のため
砺波体育センター		○	指定管理者のため

名称	実施	協力	摘要
庄川体育センター		○	指定管理者のため
Ｂ＆Ｇ海洋センター		○	指定管理者のため
砺波総合運動公園		○	指定管理者のため
砺波市温水プール		○	指定管理者のため
監査事務局	○		
議事調査課	○		
砺波広域圏事務局		○	事務局のみ協力
出町小学校	○		
砺波東部小学校	○		
鷹栖小学校	○		
砺波北部小学校	○		
庄南小学校	○		
庄東小学校	○		
砺波南部小学校	○		
庄川小学校	○		
出町中学校	○		
庄西中学校	○		
般若中学校	○		
庄川中学校	○		
庄下保育所	○		
東部保育所	○		
出町認定こども園	○		
南部認定こども園	○		
北部認定こども園	○		
太田認定こども園	○		

巻末資料

(4) 公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査結果(R6 実施)

令和６年度に実施した公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務により選定された、太陽光発電設備の導入可能性が高い施設一覧（網掛け部分計 15 施設）を掲載しています。

カウント	施設番号	施設名	評価	図面、現地確認結果	選定No
1	18	砺波市立出町中学校			1
2	3	砺波市立砺波図書館	△	屋根北勾配のため、設置に適していない。	
3	14	砺波市立砺波北部小学校(北部校区放課後児童クラブ)		瓦屋根有、瓦屋根を除いた屋根に配置	2
4	12	砺波市立砺波東部小学校		瓦屋根有、瓦屋根を除いた屋根に配置	3
5	10	砺波市立出町小学校	△	瓦屋根、曲がり瓦屋根のため、設置に適していない。	
6	4	砺波市美術館			4
7	73	砺波市砺波体育センター			5
8	16	砺波市立鷹栖小学校			6
9	15	砺波市立庄東小学校(庄東小学校区放課後児童教室)			7
10	6	砺波市庄川体育センター			8
11	11	砺波市立庄南小学校			9
12	26	砺波市立出町認定こども園(出町子育て支援センター)			10
13	13	砺波市立砺波南部小学校			11
14	17	砺波市立庄川小学校			12
15	1	砺波市出町子供歌舞伎曳山会館			13
16	7	砺波市温水プール	×	施設管理者へのヒアリング結果より、富山県西部体育センターと電気契約を共有しているためプールへの単独設置は不可。	
17	38	庄川健康プラザ(庄川支所)			14
18	74	砺波市農村環境改善センター(砺波市文化会館)			15
19	2	砺波まなび交流館	×	南部の鉄塔の影になるため、設置不可。	
20	27	砺波市立南部認定こども園	△	瓦屋根のため、設置に適していない。	
21	28	砺波市立北部認定こども園	△	屋根材が段葺き屋根のため、設置に適していない。	
22	72	市立砺波総合病院	×	一部は、不時着スペースのため、また、一部は、設置可能面積が狭小、かつ、病室への光害も懸念されるため設置不可。	
23	75	チューリップ四季彩館	△	掴みの取付金物が設置出来ないと想定されるため、設置不可。	